

京都市告示第 441 号

景観法第 19 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 20 年 3 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
胡乱座 (旧長岡家住宅)	京都市下京区醒ヶ井通綾小路下る要法寺町 4 2 7 番地
梶田邸	京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目 2 8 5 番地
芝田邸	京都市中京区六角通堺町西入堀之上町 1 2 0 番地及び 京都市中京区堺町通六角下る甲屋町 3 8 3 番地 2
藤田邸	京都市上京区堀川通今出川上る西入山名町 8 0 9 番地及び 8 1 1 番地
松盛邸	京都市上京区裏門通一条下る今新在家町 2 0 3 番地
山口邸 (苔香居)	京都市西京区山田上ノ町 2 5 番地, 2 6 番地, 2 7 番地 1, 3 0 番地 1 及び 3 4 番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)